
日本語教育学会の 日本語教育に関する取り組みと課題

2012年3月12日 於：日本語教育推進会議

社団法人 日本語教育学会

副会長 門倉正美

kadokura@ynu.ac.jp

構成

1. 日本語教育学会の概要
2. 近年の2つの取り組み
3. 4つの提言

学会の概要(1)

◆目的:

日本語を第一言語としない者に対する**日本語教育の研究促進と振興**を図り、

もって我が国の学術の発展ならびに我が国と諸外国との相互理解、および学術文化の交流に寄与すること

学会の概要(2)

◆沿革:

1962年(昭和37年)「外国人のための日本語教育学会」として発足

→2012年度 50周年記念事業を実施予定

1977年(昭和52年) 社団法人として認可(主務官庁:外務省および文部省)

→公益性をもった活動を展開してきた。

→2012年度 公益社団法人化の予定

学会の概要(3)

◆会員数:

4, 430名 (2012年2月29日現在)

→文系学会として有数の規模

内訳:	普通会员(個人)	4, 230名
		(海外在住者511名)
	普通会员(団体)	173名
	賛助会員	21名
	名誉会員	6名

特徴的な学会活動

- ◆**教師研修事業**: 日本語教師に求められる能力の開発と教師間ネットワーク作りの機会を提供
- ◆**調査研究事業**: **地域日本語教育に貢献する調査研究の実施**
- ◆**他学会との連携**: 言語系学会連合の幹事学会(2012年度事務局)、多文化関連4学会連携
- ◆**海外の日本語教育学会との連携**(Global Network: 8つの国・地域が参加)で中心的役割を担う。
→2012日本語教育国際研究大会(名古屋)を8月に実施予定

近年の2つの取り組み

◆日本語教育振興法法制化

ワーキンググループ

——国内外の日本語教育を振興するための法整備を検討し、日本語教育の緊急課題を提示する。

◆看護と介護の日本語教育

ワーキンググループ

——外国人看護師・介護士候補者の受け入れに伴う日本語教育についての調査研究と候補者や受け入れ施設に対する支援等の活動を行う。

看護と介護の日本語教育ワーキンググループ

- ◆外国人看護師・介護福祉士候補者に対する日本語教育に関心のある日本語教育者への研修
- ◆外国人介護士候補者受入施設関係者への研修
- ◆看護・介護分野の海外派遣日本語教師候補者研修への協力
- ◆介護福祉士国家試験の出題形式・語彙・表現の問題点の整理と提言

「看護と介護の日本語教育」HP: <http://www.nkg.or.jp/kangokaigo/index.html>

日本語教育振興法法制化ワーキンググループ

日本語教育振興法案の骨子例(1)

1. 国内外の日本語教育全般を振興する基本方針を策定する。
2. 日本語教育政策全般にかかわるシンクタンク機能を持つ「国立日本語教育研究所(仮称)」を設置する。
3. 在住外国人の言語学習権を保障する。

日本語教育振興法法制化ワーキンググループ

日本語教育振興法案の骨子例(2)

4. 地域日本語教育を公的に保障する。
5. 自治体が実施する日本語教育体制の整備を国が情報・財政の面から支援する。
6. 公的役割を担う日本語教育の実施機関に財政支援する。

日本語教育振興法法制化ワーキンググループ

日本語教育振興法案の骨子例(3)

7. 公教育における外国人児童・生徒に対して日本語教育を保障する。

8. 日本語使用者のコミュニケーション力向上を促進する。

9. 海外における日本語教育環境および日本語学習環境の一層の充実を図る。

日本語教育振興法法制化WG: <http://www.houseika2012.net/wordpress/>
および『日本語教育でつくる社会』ココ出版参照

提言1. 日本語教育施策の立案に必要な基礎・基盤研究を推進する →「国立日本語教育研究所(仮称)」の設置が必要である

◆ 『国立国語研究所の業務及びこれを担う組織の在り方に関する検討について』報告書では、「国立国語研究所(国語研)の在り方について、国語に関する学術研究の中核である大学共同利用機関として適切なものであると評価」。

2012年2月29日 文部科学省HPにて公表

◆ たしかに「学術研究」機関としては「評価」できる。

しかし、言語・言語教育政策のシンクタンク機能は果たしておらず、特に日本語教員養成研究開発、日本語教育振興・環境整備、日本語教育研究開発は不十分だと考えられる。

提言2. 日本語教育を支える人材を育成する

- ◆「優秀な教師の確保」が重要である。
- ◆大学等における日本語教員養成のあり方、日本語教師の資格を検討し、確立するべきである。
- ◆日本語教育機関での日本語教員の待遇改善につながる施策が必要である。
- ◆地域日本語教育専門家の育成が必要である。

提言3. 地域日本語教育を公的に保障する

◆地域日本語教育センターを設立する。

←AJALTの「提言：日本語研修施設を建設／提供してください」と呼応する。

◆有償の専門家としての地域日本語教育コーディネーターを配置する。

←文化庁文化審議会国語分科会日本語教育小委員会(2008年10月2日)の提言と呼応する。

◆有償の専門家としての地域日本語教育専門家を配置する。

←文化庁文化審議会国語分科会日本語教育小委員会(2008年10月2日)の提言と呼応する。

提言4. この会議を〈情報交換の場〉にとどめず、課題に応じる〈作業部会〉を設ける。

◆この会議を、一時的な情報交換会に終わらせず、日本語教育諸機関、日本語教育関連省庁間の継続的な連携体制の土台とするべきである。

→それでこそ、「国内外の日本語教育振興にALL JAPANで取り組む」ことを表明した森ゆうこ副大臣の所信に応えることになるのではないか。

◆そのために、例えば、「地域日本語教育コーディネーター」の有償の配置の方策を検討する等の「作業部会」を立ち上げることを提案する。

ご清聴ありがとうございました。